

議案第114号

備前市債権管理条例の制定について

備前市債権管理条例を次のとおり制定する。

令和4年11月29日提出

備前市長 吉 村 武 司

備前市条例第 号

備前市債権管理条例

(目的)

第1条 この条例は、債権の管理に関する事務について必要な事項を定めることにより、債権の管理の適正化を図り、もって市民負担の公平の確保及び健全な行財政運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 債権 金銭の給付を目的とする市の権利(地方自治法(昭和22年法律第67号)第240条第4項各号に掲げる債権を除く。)をいう。
- (2) 非強制徴収公債権 公法上の原因に基づいて発生する債権のうち、国税又は地方税の滞納処分の例により強制徴収できないものをいう。
- (3) 私債権 私法上の原因に基づいて発生する債権をいう。

(他の法令等との関係)

第3条 債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例若しくは規則等(規則、地方自治法第138条の4第2項に規定する規程又は地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程をいう。以下同じ。)に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(市長等の責務)

第4条 市長(規則等による事務の受任者を含む。)及び公営企業管理者(以下「市長等」という。)は、法令又は条例若しくは規則等の定めるところにより、債権を適正に管理しなければならない。

(台帳の整備)

第5条 市長等は、非強制徴収公債権及び私債権(以下「非強制徴収公債権等」という。)を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳(電磁的記録を含む。)を整備しなければならない。

(督促)

第6条 市長等は、債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令又は条例で定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(徴収停止)

第7条 市長等は、非強制徴収公債権等で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第171条の5各号に掲げるもののほか、債務者が著しい生活困窮状態(生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けているとき又はこれに準じる状態をいう。以下同じ。)にあり、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

(放棄)

第8条 市長等は、非強制徴収債権等について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該非強制徴収債権等及びこれに係る損害金等の債権を放棄することができる。

- (1) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項、会社更生法(平成14年法律第154号)第204条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該債務につきその責任を免れたとき。
- (2) 債務者が死亡し、その相続について限定承認があった場合において、当該相続財産の価額が強制執行した場合の費用並びに当該債権に優先して弁済を受ける市長等の債権及び市長等以外の者の権利の金額の合計を超えないと認められるとき。
- (3) 債務者が死亡、失踪、行方不明その他これに準じる事情があり、市長等が徴収の見込みがないと認めるとき。
- (4) 前条の規定による徴収停止の措置をとった当該債権について、当該徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお履行させることが著しく困難又は不適當であると認められるとき。
- (5) 消滅時効について時効の援用を要する債権について、消滅時効に係る時効期間を経過したとき。ただし、債務者が時効の援用をしない特別な理由があるときを除く。
- (6) 債務者である法人の清算が終了したとき。ただし、当該法人の清算につき弁済の責めに任ずべき他の者があり、その者について第1号から前号までに掲げる事由がない場合を除く。

2 市長は、前項の規定により非強制徴収公債権等を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。